

○藤枝市自主防災会資機材整備事業補助金交付要綱

平成 4 年 4 月 1 日

告示第 5 号

(趣旨)

第 1 条 市長は、自主防災会の活動を推進するため、防災資機材の整備を行う自主防災会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成 1 7 年藤枝市規則第 2 号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「自主防災会」とは、地域の住民により自主的に結成された防災のための組織をいう。

(補助の対象資機材、補助対象経費及び補助額)

第 3 条 補助の対象とする資機材は、次の各号のとおりとする。

(1) 別表に掲げるもの

(2) 前号に掲げるものを格納する倉庫

2 補助対象経費は、次の各号のとおりとする。

(1) 前項第 1 号に掲げるものの購入（設置に伴う工事費を含む）及び修繕に要する経費

(2) 前項第 2 号に掲げるものの新築・改築・移築及び修繕に要する経費

3 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内（千円未満を切り捨てた額）で、一自主防災会につき一年度当たり 7 5 万円を上限とする。

(交付の申請及び概算払の承認申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする自主防災会（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第 2 号様式）又は事業計画がわかる書類

(2) 見積書の写し

(3) 資金状況調べ（第 3 号様式。概算払の承認を受けようとする場合に限る。）

(4) 位置図及び配置図（前条第 1 項第 2 号に該当する場合に限る。）

(5) 設置予定箇所の写真（前条第 1 項第 2 号に該当する場合に限る。）

(6) 設置予定箇所の土地を占有し、又は占有できることが確認できる書類（前

条第1項第2号に該当する場合に限る。)

(7) その他市長が必要と認める書類

2 概算払の承認を受けようとする場合は、前項の規定による交付申請の際、併せて申請しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条による申請があったときは、当該申請書に係る事業（以下「補助事業」という。）の目的及び内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知する。

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項を条件として付するものとする。

(1) 補助金を、補助事業の目的以外に使用してはならないこと。

(2) 補助事業の内容について変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3) 補助金額の20パーセントを超える減額をしようとする場合、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合、あらかじめ市長の承認を受けること。

(5) 補助事業が予定の期間に完了しないとき、又はその事業の実施が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(変更等の承認申請)

第7条 前条第2号から第4号までの規定により市長の承認を受けようとする場合は、変更承認申請書（第5号様式）に次に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 変更事業計画書（第2号様式）又は変更事業計画がわかる書類

(2) 変更見積書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(変更等の承認決定)

第8条 市長は、前条の規定により変更の承認申請があった場合は、当該申請に係る変更の内容を審査し、変更を承認するときは、変更承認書（第6号様式）により通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金の交付決定のあった日

の属する年度の３月１０日までに、次に掲げる書類を添えて実績報告書兼請求書（第７号様式）を市長に報告しなければならない。

- （１） 事業実績書（第９号様式）（第２号様式）又は事業実績がわかる書類
- （２） 領収書の写し
- （３） 補助事業の履行が確認できる写真
- （４） その他市長が必要と認める書類
（補助金の確定及び支払）

第１０条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（第８号様式）により通知する。

２ 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかにその内容について審査し、適当と認めたときは、請求のあった月の翌月末日までに支払うものとする。

（概算払の請求）

第１１条 補助金の交付の目的を達成するため特に市長が認めたときは、概算払により補助金の交付を請求することができる。その場合は、概算払請求書（第９号様式）に出来高を証明する書類を添付して提出しなければならない。

（補助金の返還）

第１２条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- （１） 提出書類の記載内容に偽りがあった場合
- （２） その他不正行為があった場合

（雑則）

第１３条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

１ この告示は、平成４年４月１日から施行する。

２ 藤枝市自主防災会資機材整備費補助金交付要綱（昭和５４年藤枝市告示４７号）は、平成６年３月３１日限り、その効力を失う。

（補助金の額の特例）

３ 令和６年度から令和８年度までに限り、第３条第３項中「２分の１」とあるのは「３分の２」と読み替えるものとする。

附 則（平 6 . 1 . 2 6 告 示 5）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の第 1 号様式及び第 6 号様式の規定は、平成 6 年度分の補助金から適用する。

附 則（平 1 3 . 3 . 2 2 告 示 2 3）

この告示は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 1 4 . 3 . 1 9 告 示 2 2）

この告示は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 1 5 . 3 . 2 0 告 示 3 0）

この告示は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 1 7 . 4 . 1 告 示 6 0）

この告示は、公示の日から施行し、平成 1 7 年度分の補助金から適用する。

附 則（平 2 0 . 3 . 1 2 告 示 1 5）

この告示は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 1 . 3 . 3 1 告 示 9 5）

この告示は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 5 . 3 . 2 6 告 示 3 3）

この告示は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 6 . 3 . 2 7 告 示 3 9）

この告示は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 . 4 . 1 告 示 9 3）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 . 3 . 2 7 告 示 5 7）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

補 助 対 象 資 機 材	無線機、トランシーバー、拡声器、毛布、ベッド、担架、防災衣類、消火用ホース、消火用ホース格納箱、可搬ポンプ用品、消火器、消火器格納箱、救急用品、発電機、発電機用台車、サーチライト、投光器、照明用三脚、消毒用機材、濾水器、濾水器用カートリッジ、給水タンク、キャンバス水槽、受水槽、給水ポンプ、チェーンソー、エンジンカッター、ゴムボート、一輪車、リヤカー、脚立、梯子、パーティション、防災用テント用品、仮設トイレ、自炊用品その他市長が特に認める防災資機材
---------------------------------	---

第1号様式（第4条関係）

藤枝市自主防災会資機材整備事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

藤枝市長 宛

自主防災会の名称

自主防災会

自主防災会長の住所 藤枝市

自主防災会長の氏名

電話番号（ — ）

令和 年度において藤枝市自主防災会資機材整備事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請

申請金額							円	※金額の前に「¥」を記入
資機材整備期間	補助金交付決定通知日から 年 月 日まで							

2 概算払の承認申請

申請金額							円	※金額の前に「¥」を記入
時期								
理由								

第2号様式（第4条関係・第7条関係・第9条関係）

事業計画書（変更事業計画書・事業実績書）

_____ 自主防災会

1 防災資機材

修繕	防災資機材の名称	数 量	単 価(円)	金 額(円)
小 計				

2 倉庫

設置場所住所	
事業に要する経費	
事業概要	
規模、構造	

第3号様式（第4条関係）

資 金 状 況 調 べ

自主防災会

(単位：円)

区分 月別	収 入			支 出			差引 残高
			計			計	
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
計							

第4号様式（第5条関係）

藤地防指第2— 号
令和 年 月 日

自主防災会の名称 自主防災会
自主防災会長の住所 藤枝市
自主防災会長の氏名 様

藤枝市長



藤枝市自主防災会資機材整備事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け申請のあった令和 年度藤枝市自主防災会資機材整備事業補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 概算払の承認

(1) 時期

(2) 金額 円

3 交付の条件

藤枝市自主防災会資機材整備事業補助金交付要綱及び藤枝市補助金等交付規則を遵守すること

第5号様式（第7条関係）

藤枝市自主防災会資機材整備事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

藤枝市長 宛

自主防災会の名称

自主防災会

自主防災会長の住所 藤枝市

自主防災会長の氏名

電 話 番 号 (—)

令和 年 月 日付け藤地防指第2— 号により補助金の交付決定を受けた藤枝市自主防災会資機材整備事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

変更の理由・内容								
補 助 金 額	変 更 後							円
	変 更 前							円
	差 引 額							円

※金額の前に「¥」を記入

第6号様式（第8条関係）

藤枝市自主防災会資機材整備事業計画変更承認書

藤地防指第5－ 号
令和 年 月 日

自主防災会の名称 自主防災会
自主防災会長の住所 藤枝市
自主防災会長の氏名 様

藤枝市長



令和 年 月 日付け申請のあった令和 年度藤枝市自主防災会資機材整備事業の事業計画変更について、次のとおり承認したので通知します。

記

1 承認の内容

2 補助金額の変更承認

(1) 変 更 後	円
(2) 変 更 前	円
(3) 差 引 額	円

第7号様式（第9条関係）

藤枝市自主防災会資機材整備事業実績報告書兼請求書

令和 年 月 日

藤枝市長 宛

自主防災会の名称

自主防災会

自主防災会長の住所 藤枝市

自主防災会長の氏名

㊞

電 話 番 号 (—)

令和 年 月 日付け藤地防指第2— 号により補助金の交付の決定を受けた藤枝市
自主防災会資機材整備事業が完了したので、関係書類を添えて報告及び請求します。

※金額の前に「¥」を記入

事業に要した経費										円
交付決定額										円
概算払受領額										円
補助金交付請求額(補助金額)										円
振込口座	銀行 金庫 農協 支店									
	預金種目	普通・当座	口座番号							
	フリガナ									
	口座名義									

添付書類

- (1) 事業実績書（第2号様式）又は事業実績がわかる書類
- (2) 領収書の写し
- (3) 補助事業の履行が確認できる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

第8号様式（第10条関係）

藤地防指第 号
令和 年 月 日

自主防災会の名称 自主防災会
自主防災会長の住所 藤枝市
自主防災会長の氏名 様

藤枝市長



藤枝市自主防災会資機材整備事業補助金交付確定通知書

令和 年 月 日付け藤地防指第2－ 号により決定した令和 年度藤枝市自主防災会資機材整備事業補助金について、次のとおり確定します。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

第9号様式（第11条関係）

藤枝市自主防災会資機材整備事業補助金交付概算払請求書

令和 年 月 日

藤枝市長 宛

自主防災会の名称 自主防災会

自主防災会長の住所 藤枝市

自主防災会長の氏名 印

電話番号 (-)

令和 年 月 日付け藤地防指第2 - 号で補助金の交付の決定を受けた藤枝市自主防災会資機材整備事業補助金の概算払を請求します。

※金額の前に「¥」を記入

交付決定額									円
概算払請求額									円
振込口座	銀行 金庫 農協 支店								
	預金種目	普通・当座	口座番号						
	フリガナ								
	口座名義								